

スポーツと持続可能な開発に関するリオ宣言

ブラジル リオデジャネイロにおいて

1999年10月23日

第3回IOCスポーツと環境世界会議にて採択

本会議は、

1992年国連環境開発会議（UNCED）において大要された、持続可能な開発概念を適用することは、オリンピックムーブメントおよびスポーツ界にも責任があると考え

る。スポーツの普遍性故に、オリンピックムーブメントは、持続可能な開発を支持する手段を講じるだけの力があると認識する。

目的の達成には、オリンピックムーブメントを構成するあらゆる団体、同様に政府からの支援、国連環境計画（UNEP）や関係する国際組織等の積極的な関与が必要であることは承知している。

以下宣言する

- 1 オリンピックムーブメントのアジェンダ21は、持続可能な開発に効果的な貢献することができる分野で、必要な一般的活動をするための手法である。
- 2 オリンピックムーブメントの全てのメンバーやスポーツ参加者、スポーツ関連企業は出来る限り、最善を尽くし、各自の文化、伝統および信条に敬意を払い、現行のアジェンダ21の勧告に従うべきである。
- 3 オリンピックムーブメントの全てのメンバーは、アジェンダ21に基づき、持続可能な開発を各々の方針や活動に取り入れ、また関連する個人も、各自のスポーツ活動やライフスタイルにおいて、持続可能な開発に役立つ行動をするべきである。
- 4 オリンピックムーブメントのアジェンダ21は、オリンピックムーブメントメンバーの多様性の特徴である様々な社会、経済、

地理、気候、文化、宗教などの事情を尊重し、実施されなければならない。

5 意識向上のために、環境保全の教育、研修に重点がおかれるべきである。

6 特に若者に人気があり影響を与えると考えられる選手は、環境教育や研修の推進に貢献するよう奨励されるべきである。同じく、マスコミにもこれらの効果を支援するよう求められる。

7 アジェンダ21の実施は、同様の目標を掲げているほかの全ての政府、非政府組織および国内外組織、オリンピックムーブメントメンバーや国連環境計画（UNEP）との密接な共同方針のもと実行されるべきである。

8 アジェンダ21のプロモーションおよび更新の主たる責任は、IOCスポーツ環境委員会にあるものとする。全てのオリンピックムーブメントメンバーや他の関連団体は、あらゆる分野において、任務を担う委員会を充分支援するものとする。

9 IOCスポーツ環境委員会および国連環境計画は、オリンピックムーブメントのアジェンダ21実施を監視し、政策アドバイスや指導をするため、共同作業委員会を設立すべきである。

10 共同作業委員会は、オリンピックムーブメントメンバーの主な会議や、今後開催される予定のIOCスポーツ環境世界会議に提出するオリンピックムーブメントアジェンダ21実施についての推進状況報告書を用意し、提出しなければならない。
〔資料提供 財団法人日本オリンピック委員会〕

(「スポーツ関係六法2008」より転載)